

福岡県公報

平成十七年十月五日
第二千四百四十五号
増刊 ①

目次

規 則 (第八十三号・第八十四号)

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一

○福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則 (教育庁生涯学習課) ……………一

訓 令 (第十二号・第十三号)

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………二

○福岡県行政事務処理規程 (秘書室) ……………三

規 則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十月五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十三号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号の表福岡県自治紛争処理委員の項の次に次のように加える。

福岡県市町村合併推進審議会

市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五十九条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、県における自主的な市町村の合併の推進に関する重要事項を調査審議すること。

総務部
地方課

第六十五条第一項第一号の表福岡県国民保護協議会の項の次に次のように加える。

福岡県公立大学法人
評価委員会

地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第二項の規定による県が設立する公立大学法人の業務の実績に関する評価その他同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

総務部
私学学事振興局
学事課

第八十九条第十一項の表福岡県京築保健福祉環境事務所の項中、「新吉富村並びに大平村」を「並びに上毛町」に改める。

第八十条の表福岡県八女地域農業改良普及センターの項中「大島三三番地」を「大島三六〇番地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八十九条第十一項の表福岡県京築保健福祉環境事務所の項の改正規定は平成十七年十月十一日から施行する。

福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十月五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十四号

福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則

第一条 この規則は、福岡県青少年科学館条例(平成元年福岡県条例第三十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 条例第六条第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除(以下「減免」という。)は、次の各号に掲げる場合に同じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。この場合において、利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する福岡県内に所在す

る小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園の児童、生徒又は園児が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合及びその引率者が利用する場合 利用料金の全額

二 学校教育法第一条に規定する福岡県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合 利用料金の五十パーセントに相当する額

三 学校教育法第一条に規定する福岡県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒を教育上の目的のために引率する教職員が利用する場合 利用料金の全額

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する福岡県内に所在する児童福祉施設に入所又は通園している四歳以上の幼児又は少年（同法第四条第三号に規定する少年をいう。）が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて利用する場合及びその引率者が利用する場合 利用料金の全額

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額

六 療育手帳の交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額
七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額

八 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成八年福岡県規則第五十五号）第九条第五号に規定する身体障害者、第六号に定める者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者とその介護人が利用する場合 利用料金の全額

九 学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園の児童、生徒又は園児その他これらに準ずると知事が認めたる者が土曜日に利用する場合 利用料金の全額

十 六十五歳以上の者が利用する場合 利用料金の全額
十一 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める者が利用する場合 知事

が必要と認める額
（利用料金の還付）

第三条 条例第六条第八項ただし書の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 利用者の責めに帰することのできない理由で利用できなくなった場合 利用料金の全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認める額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（福岡県青少年科学館使用料条例施行規則の廃止）

2 福岡県青少年科学館使用料条例施行規則（平成二年福岡県規則第三十号）は、廃止する。

訓 令

福岡県訓令第十二号

本 庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十月五日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

築上郡新吉富村	築上郡新吉富村
築上郡大平村	築上郡大平村

を

築上郡上毛町

築上郡上毛町

に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年十月十一日から施行する。

福岡県訓令第十三号

本 庁
出先機関

福岡県行啓事務処理規程を次のように定める。
平成十七年十月五日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県行啓事務処理規程

(本部の設置)

第一条 九州国立博物館の開館に伴う行啓事務を円滑に処理するため、福岡県行啓事務本部(以下「本部」という。)を設置する。

(本部長及び本部長)

第二条 本部に本部長及び本部長を置く。

2 本部長には知事が指定する副知事を、本部長には秘書室長、総務部長、企画振興部長、保健福祉部長、商工部長、土木部長及び建築都市部長を充てる。

3 本部長は、行啓事務を統轄する。

4 本部長が不在のときは、本部長以外の副知事で知事が指名するものが本部長の職務を行う。

5 本部長は、上司の命を受け、行啓事務を掌理する。
(班の設置及びその所掌事務)

第三条 前条に規定するもののほか、本部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる事務を分掌させる。

2 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる職にある者を充て、班員は班長が指名する。

3 班長は、上司の命を受け、当該班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

4 班員は、班長の命を受け、当該班の事務を処理する。
(事務処理の指針)

第四条 行啓事務の処理に当たっては、関係職員は、全力を尽くし事故の防止に努めなければならない。

2 各班長は、当該班の所掌事務について宮内庁に連絡する必要があるときは、総括班の班長を経由して行わなければならない。

3 各班は、相互に連絡を密にし、一致協力して行啓事務の円滑な推進を図らなければならない。

4 行啓事務の処理について関係のある部課(室)及び出先機関は、本部の事務処理に協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(失効期日)

2 この訓令は、平成十七年十月三十一日限り、その効力を失う。

別表(第三条関係)

班	班 長	所 掌 事 務
総括班	秘書室長	ア 行啓に関する事務の総合企画及び総括指導に関すること。 イ 行啓の御日程に関すること。 ウ 御視察所、お泊所、非常お立退所、御休所及び御昼食所の選定に関すること。 エ 宮内庁その他関係機関との連絡調整に関すること。 オ 自動車お列の編成に関すること。 カ 行啓関係者(報道関係者を除く。)の宿泊に関すること。 キ 献上品に関すること。 ク 知事及び県議会議長の行動に関すること。 ケ 行啓関係予算要求の調整に関すること。 コ 行啓関係文書及び資料の収集及び保存に関すること。

衛生班	医務班	予防班	御説明班	東京連絡班	国立博物館班	防災班	車両・庁舎管理班	報道班	奉迎班
生活衛生課長	医療指導課長	健康対策課長	企画調整課長	東京事務所長	国立博物館対策課長	消防防災安全課長	管財課長	県民情報広報課長	行政経営企画課長
ア 御視察所、お泊所、御休所及び御昼食所における食品衛生に関すること。	医療救護に関すること。	御視察所、お道筋、お泊所、非常お立退所、御休所及び御昼食所の防疫に関すること。	県勢概要御説明書の作成及び御進講に関すること。	官内庁、その他関係機関との連絡に関すること。	ア 御視察等における行啓関係者の接遇に関すること。 イ 御視察等に係る関係機関との連絡調整に関すること。	ア 御視察所、お泊所、非常お立退所、御昼食所及び御休所の防災に関すること。 イ 緊急待避及び救急搬送に関すること。 ウ 気象予報に関すること。 エ その他災害情報に関すること。	ア お列自動車の運行に関すること。 イ 車両の調達及び配車に関すること。 ウ 皇太子同妃両殿下及び供奉員のお荷物の受領・輸送に関すること。	ク その他広報に関すること。 キ 写真その他各種記録の収集及び整理・保存に関すること。 カ 行啓誌及び献上アルバム編纂に関すること。 オ 報道関係者の接遇及び宿泊に関すること。 エ 報道関係者の連絡及び整理・誘導に関すること。 ウ 報道資料の収集及び発表に関すること。 イ 報道関係者の取材計画に関すること。 ア 報道機関との連絡調整に関すること。	ウ 奉送迎に係る関係市町村その他関係機関との連絡調整に関すること。 イ 一般奉送迎に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。 ア 特別奉送迎者の総括に関すること。 シ 他班の所掌に属さないこと。

都市班	河川班	道路班	物産班	課長
公園街路課長	河川課長	道路維持課長	商業・地域経済課長	課長
屋外広告物の撤去等沿道の環境美化に関すること。	河川の美化に関すること。	ア 道路及び橋りょうの整備並びに沿道の美化に関すること。 イ 国道、高速自動車道、市町村道等の整備に係る連絡調整に関すること。	ア 物産展示場及び土産品展示場の選定に関すること。 イ 物産の展示及びお買上品の調達に関すること。	イ 御視察所、お泊所、非常お立退所、御休所、御昼食所等の環境衛生に関すること。

発行 福岡市博多区東公園七番七号 福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一號 弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)